

、第三百五条、第三百六条、第三百二
十四条第二項、第三百二十六条第二項及び
第三百四十四条の規定 公布の日
**附 則 (平成一八年六月七日法律第五三
号)** 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。